

石狩市要綱第 73 号

石狩市自殺対策行動計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年10月29日

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市自殺対策行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定により策定する自殺対策の計画の策定又は改定に係る原案を策定するため、石狩市自殺対策行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺の現状及び課題等の分析に関すること
- (2) 自殺対策における計画の策定又は改定に係る原案の策定に関すること
- (3) 自殺対策の施策推進に関すること

(構成)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 警察・消防機関
- (3) 経営・労働関係機関
- (4) 司法関係機関
- (5) 民間相談機関
- (6) その他市長が必要と認める者又は機関

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は改定の日までとする。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は、策定委員会の互選により定める。

- 2 委員長は、策定委員会の議長となる。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、予め委員長が選任する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 策定委員会の会議は、原則として、これを公開する。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、保健福祉部保健推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。